セルフメディケーション推進のための医療費控除の特例措置の拡充
（所得税、個人住民税）

別添２

１．大綱の概要

１．適用期限について、スイッチOTC医薬品は撤廃し、それ以外の医薬品は５年延長する。
２．対象となる医薬品について、次のとおり見直しを行う。
　【追加】消化器官用薬、生薬を有効成分として含有する鎮咳去痰薬、OTC検査薬、薬局製造販売医薬品
　【除外】痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品

２．制度の内容

○対象となる医薬品の購入合計額が年間１万２千円を超える場合、その超える部分の金額を、その年分の総所得金額等から控除する（上限８万８千円）。

【適用期限と対象範囲】　※下線部が変更箇所（令和9年以降の所得から適用）

恒久化	**スイッチOTC医薬品** ※強心剤、ビタミン剤、カルシウム剤、その他の歯科口腔用薬は除外
５年間	**非スイッチOTC医薬品の内、以下の効能又は効果をもつもの** ・外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬**（生薬のみからなるものを含む）**、かぜ薬、鼻炎用点鼻薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬、**消化器官用薬** **※痩身又は美容を目的として使用される可能性がある医薬品は除外**
	OTC検査薬（新型コロナ検査薬、新型コロナ・インフルエンザ検査薬、排卵日予測検査薬）
	薬局製造販売医薬品（税制対象の医薬品と同じ成分を有効成分として含有するもの）